		北緯34度53分25秒東経135度20分00秒の地点と北緯34度53分30秒東経135度19分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分34秒東経135度19分56秒の地点と北緯34度54分07秒東経135度19分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度54分11秒東経135度19分41秒の地点と北緯34度58分14秒東経135度18分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1) 福岡県大野城市川久保3丁目3番1号 (74.30) (2) 福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷字新狩倉 (702.90)	北緯33度32分54秒東経130度29分18秒の地点と北緯33度33分41秒東経130度30分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1) 福岡県三潴郡大木町大字待島685 (56.80) (2) 福岡県筑紫郡那珂川町大字五ヶ山九千部643国有林101林班い小班 (861.20)	北緯33度12分37秒東経130度26分55秒の地点と北緯33度14分15秒東経130度26分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1) 鹿児島県鹿児島市与次郎2－6－16 (72.50) (2) 鹿児島県鹿児島市喜入町大字前之浜字前之浜国有林6林班な小班内 (561.60)	北緯31度33分34秒東経130度33分38秒の地点と北緯31度31分25秒東経130度33分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
19	(1) 鹿児島県鹿児島市与次郎2－6－16 (72.50) (2) 鹿児島県鹿児島市小野町5123 (244.70)	北緯31度33分34秒東経130度33分38秒の地点と北緯31度36分41秒東経130度28分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
20	(1) 鹿児島県鹿屋市札元2丁目3672番地4 (118.90) (2) 鹿児島県鹿児島市喜入町大字前之浜字前之浜国有林6林班な小班 (561.60)	北緯31度24分06秒東経130度52分31秒の地点と北緯31度22分48秒東経130度47分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
21	(1) 鹿児島県鹿屋市札元2丁目3672番地4 (118.90) (2) 鹿児島県鹿児島市串良町下小原字西稲付3259番地1 (99.90)	北緯31度24分06秒東経130度52分31秒の地点と北緯31度23分32秒東経130度56分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
22	(1) 福岡県三潴郡大木町大字待島685 (61.80) (2) 福岡県大牟田市大字久福木字星塚内1184－9 (225.50)	北緯33度12分37秒東経130度26分55秒の地点と北緯33度03分41秒東経130度29分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
23	(1) 福岡県大牟田市大字橘字薗薬町292－1 (57.80) (2) 福岡県大牟田市大字久福木字星塚内1184－9 (225.50)	北緯33度03分41秒東経130度28分15秒の地点と北緯33度03分00秒東経130度29分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和四十七年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十八年郵政省告示第九百六十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十二年三月一日

総務大臣　原口　一博

一　昭和四十七年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

二　昭和五十一年郵政省告示第百三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域の指定をする件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

三　昭和五十九年郵政省告示第二百六十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

四　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

五　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表六の項及び七の項を次のように改める。

六	削除
七	削除

第二項の表八の項及び一一の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

六　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除